



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年6月2日金曜日 第1765号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 499

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 500

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）..... 501

町営土地改良事業の施行の同意..... 501

土地改良事業の工事完了の届出..... 501

保安林の指定の解除..... 501

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（2件）..... 501

建設業者の許可の取消し..... 502

道路の区域変更（県道岩城環状線）..... 503

道路の供用開始（"）..... 503

道路の区域変更（県道美川小田線）..... 503

道路の供用開始（"）..... 504

道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）..... 504

道路の供用開始（"）..... 504

道路の区域変更（県道落合久万線）..... 504

道路の区域変更（県道小田柳谷線）..... 505

道路の供用開始（"）..... 505

道路の供用開始（県道内子河辺野村線）..... 505

道路の区域変更（一般国道380号）..... 505

道路の供用開始（"）..... 506

道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 506

道路の供用開始（"）..... 506

道路の位置の指定..... 507

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（4件）..... 507

争議行為の通知の公表..... 508

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 508

正 誤

平成18年5月23日付け第1762号愛媛県告示第775号（愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償費等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正）中..... 509

告 示

○愛媛県告示第857号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本食研株式会社

今治市富田新港一丁目3番地

代表取締役 大沢一彦

2 事業場の名称及び所在地

日本食研株式会社食品研究工場・ハム研究工場

今治市富田新港一丁目3番地

3 特定施設に関する事項

二一ター（No.21～No.22）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第5号 八湯煮施設（2基）	
特定施設の能力	1基1回当たり4,000キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有り（3～4月、7～8月、11～12月増加）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.2～3.5 最大 3.0～3.2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 36 最大 44
		通常 5.2 最大 6.5

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成10年10月5日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型式	中和、脱窒、担体法、活性汚泥法、凝集沈澱、砂ろ過及び活性炭吸着

処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 17メートル 横 88メートル 高さ 10メートル		
処理施設の能力	1日当たり490立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、脱窒、担体法、活性汚泥法、凝集沈澱、砂ろ過及び活性炭吸着		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,600	通常 17 最大 25
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120	通常 10 最大 15
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 36 最大 44	通常 1.0 最大 1.5

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 410 最大 490	通常 410 最大 490
----------------------------	------------------	------------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 17 最大 25
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.5
	通常 410 最大 490	

備考 この他に雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ジョー・ブラ	松山市朝生田五丁目1番25号	大規模小売店舗の名称	南松山ショッピングプラザ	ジョー・ブラ	平成18年5月20日	平成18年5月22日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ダイエー、株式会社つるや、田中商事株式会社、株式会社フジカワ、株式会社ヤマトエステート、株式会社とかげや、株式会社ビジョーンメカネ、株式会社ちくさ、株式会社たけうち、有限会社パークランド、株式会社マツモト	株式会社ママイ、大西彰、セガミメディクス株式会社、堤製パン株式会社、株式会社ちくさ、株式会社つるや、田中商事株式会社、株式会社フジカワ、株式会社ドリーム、有限会社高井商店、株式会社デオデオ	退店日：平成17年11月30日 入店日：平成18年5月20日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第859号

吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・喜佐方地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用排水施設整備事業・喜佐方地区）変更計画書の写し
(2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年6月5日から6月30日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第860号

吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・喜佐方地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用道路整備事業・喜佐方地区）変更計画書の写し
(2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年6月5日から6月30日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・船越地区）の施行に平成18年5月18日同意した。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	東松ヶ花地区	平成18年3月24日

○愛媛県告示第863号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字岩門丁434の10、字ヤゲン谷丁435の32

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

放送設備用地とするため

○愛媛県告示第864号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大洲市長浜町出海丁169の3・丁169の5・丁170の6・丁214の5・丁287の3・丁317の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、乙702、丁169の4、丁169の6から丁169の9まで、丁170の9、丁170の12、丁213の3、丁213の6、丁213の7、丁277、丁278の1、丁285の5、丁285の7、丁285の8、丁285の11、丁285の12、丁286の5から丁286の7まで、丁287の1、丁287の2、丁288の8から丁288の13まで、丁311の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 喜多郡内子町宿間乙 113 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 865 号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年6月2日

○愛媛県告示第 866 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 大洲市新谷字田ノ久保丁28の1、字和田丁371の1から丁371の3まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 大洲市新谷字和田丁370の1・丁370の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 16) 第2850号	平成17年2月22日	(有)吉本建設	吉本 勉	南宇和郡愛南町御荘和口319	平成18年4月6日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 12) 第5940号	平成13年2月6日	佐々木塗装店	佐々木元昭	宇和島市保手町5-4-9	平成18年4月7日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第15600号	平成16年7月27日	神山土木	神山 勝二	新居浜市郷1-5-24	平成18年4月10日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般 - 13) 第12388号	平成13年10月8日	(有)前田組	前田 繁芳	西予市明浜町宮野浦甲1187	平成18年4月11日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第67号	平成13年6月23日	(有)畳センター	高橋 久	松山市畑寺3-11-28	平成18年4月13日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第10760号	平成17年1月24日	住友林業フォレストサービス(株)	作田 公一	新居浜市磯浦町2-1	平成18年4月13日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15140号	平成14年10月15日	(有)宮崎土建	宮崎 裕夫	四国中央市土居町野田甲1379-2	平成18年4月14日	土木工事業 建築工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般 - 13 第167号)	平成13年 8月15日	井出本建設	井出本 孝	伊予市尾崎304	平成18年 4月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第1780号)	平成14年 10月22日	坂本電気	坂本伊清男	東温市牛淵1845 - 22	平成18年 4月17日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 17 第3309号)	平成17年 7月8日	ツヅキ電気	都築 憲男	八幡浜市大谷口1 - 4 - 14	平成18年 4月17日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第14786号)	平成13年 8月2日	高岡左官	高岡 孝三	伊予市米湊558 - 2	平成18年 4月17日	左官工事業 屋根工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第6955号)	平成14年 11月13日	稲垣建設	稲垣 善治	西予市明浜町渡江224 - 4	平成18年 4月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 17 第9965号)	平成17年 10月24日	土居水道	土居 充行	西予市宇和町瀬戸783	平成18年 4月20日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 17 第12076号)	平成17年 10月15日	浅井電気	浅井 正孝	松山市西石井3 - 7 - 25	平成18年 4月24日	電気工事業	建設業の廃止
(般・特 - 16) 第15672号	平成16年 12月21日	(株)ライフエース	石丸 照	松山市来住町1490 - 11	平成18年 4月24日	土木工事業 電気工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第13879号)	平成14年 11月25日	(有)サングリーン	丹下 正也	今治市新谷甲1664	平成18年 4月27日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14 第2256号)	平成14年 12月10日	(有)仙波組	仙波 恭二	松山市南久米町72 - 4	平成18年 4月28日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14 第15023号)	平成14年 5月24日	(有)橋興業	鈴木富美子	四国中央市土居町土居 2227	平成18年 4月28日	土木工事業 鋼構造物工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第 867 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城57番地先から 同町岩城95番 2 まで	旧	メートル 6.0～54.0	キロメートル 0.155	
			新	6.0～78.0	0.155	

○愛媛県告示第 868 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城57番地先から 同町岩城95番 2 まで	平成18年6月2日

○愛媛県告示第 869 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川2092番1から 同町大川2084番1地先まで	旧	メートル 4.3～8.3	キロメートル 0.135	
			新	6.7～32.9	0.135	

○愛媛県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川2092番1地先から 同町大川2084番3地先まで	平成18年6月2日

○愛媛県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲1番5	旧	メートル 4.5～6.5	キロメートル 0.035	
			新	6.4～7.8	0.035	

○愛媛県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲1番5	平成18年6月2日

○愛媛県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地426番2から 同町菅生3番耕地437番3地先まで	旧	メートル 4.2～42.0	キロメートル 0.205	
			新	42.0～169.5	0.203	

"	"	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地437番3地先から	旧	4.8 ~ 56.0	1.254	
		同町菅生3番耕地47番8地先まで	新	4.8 ~ 93.0 9.0 ~ 31.0	1.254 0.946	

○愛媛県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4291番から 同字4212番2まで	旧	メートル 3.0 ~ 10.0	キロメートル 0.272	
			新	10.2 ~ 27.2	0.272	

○愛媛県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4291番から 同字4212番2まで	平成18年6月2日

○愛媛県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表甲1037番から 同町北表乙662番7まで	平成18年6月2日

○愛媛県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町大平1249番地先から 同町大平1257番地先まで	旧	メートル 6.0 ~ 9.0	キロメートル 0.174	
			新	16.0 ~ 22.5	0.174	

○愛媛県告示第 878 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平1249番地先から 同町大平1257番地先まで	平成18年6月2日

○愛媛県告示第 879 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵乙1149番1地先から 同町岩淵丁208番2地先まで	旧	メートル 5.2~17.0	キロメートル 0.038	
			新	9.4~21.2	0.038	
"	"	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	旧	5.4~6.0	0.016	
			新	5.4~19.2	0.016	
"	"	宇和島市津島町増穂丁1075番163	旧	6.4~7.2	0.021	
			新	8.2~12.0	0.021	
"	"	宇和島市津島町増穂丁945番149	旧	5.2~5.8	0.022	
			新	6.8~11.0	0.022	
"	"	宇和島市津島町増穂丁945番129地先から 同町増穂丁960番地先まで	旧	7.8~10.7	0.019	
			新	29.2~31.8	0.019	

○愛媛県告示第 880 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵乙1149番1地先から 同町岩淵丁208番2地先まで	平成18年6月2日
"	"	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	"
"	"	宇和島市津島町増穂丁1075番163	"

〃	〃	宇和島市津島町増穂丁945番149	〃
〃	〃	宇和島市津島町増穂丁945番129地先から 同町増穂丁960番地先まで	〃

○愛媛県告示第 881 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予市上吾川字松本甲19番 1

2 申請人の住所氏名

松山市清住二丁目1092番地 5

株式会社 清友 代表取締役 山本 守厚

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月23日	NPO法人 さかえ	岡 村 雅 雄	宇和島市大宮町三丁目 2 番10号	この法人は、精神障害者の自立と社会参加をすすめるため、精神障害者の働く機会の提供と精神障害者が地域で生活する環境づくりなどを図りながら、精神障害者と広く地域住民が共生できる社会の推進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月24日	特定非営利活動法人 ハート in ハートなんぐん市場	梶 田 修 二	南宇和郡愛南町御荘平城658番地 1	この法人は、障害を持たれた方々や地域住民に対する自立及び社会参加に関する事業、ソーシャルインクルージョンの観点から、地域住民と共に「共に暮らせるまちづくり」を目指した活動、森林ボランティア活動等を通じ、地域福祉の向上及び地域の自然環境保全に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月22日	NPO法人 国際交流支援協会	松 下 文 治	愛媛県松山市余戸中二丁目 7 番 5 号	この法人は、国際交流を目指す各種団体、青少年をはじめ、一般市民に対し国際交流及び外国人とのコミュニケーションを持つための支援活動を行うことによって、国際交流の活性化に寄与することを目的とする。また、地域住民に国際感覚を習得出来る

場所と機会を提供し、外国人、外国文化並びに異文化の理解と教養を有する国際人を育成し、もって国際交流を通じ世界平和に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年5月22日	特定非営利活動法人 宇和島市自主防災防犯支援センター	石 崎 九	愛媛県宇和島市明倫町四丁目1番1号三好ビル1階6号	この法人は、地域住民に対して、自然災害、地震災害、犯罪被害、それに関する諸問題に備えた地域防災・防犯体制強化推進のため、民間活力の導入及び行政との連携並びに住民の相互協力によるネットワークを構成し、個人及び自主防災組織等の支援事業、各種調査コンサルタント事業、研究と啓蒙に関する事業、情報提供に関する事業、災害時における被災者と被災地のための救援救護及び調査復旧事業などの、防災防犯に関連する安全対策事業を行いながら、地域住民の生命、財産の保全を図り公益に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

愛媛精神医療合同労働組合協議会くろだ病院支部執行委員長尾崎博昭から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年5月23日あったので公表する。

平成18年6月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成18年度賃上げ及び夏季・年末一時金
- 2 日時 平成18年6月3日午前6時30分より本問題が解決に至る間
- 3 場所 医療法人光佑会くろだ病院
(伊予郡松前町大字神崎586番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形と規模の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○公 告

宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成18年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

財団法人 不動産適正取引推進機構
理事長 三澤 眞

- 1 試験の日時
平成18年10月15日（日）午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで
- 2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

- 3 受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 4 受験申込み
 - (1) インターネットによる申込み
 - ア 試験案内の掲載
 - (ア) 掲載期間
平成18年7月3日（月）から平成18年7月18日（火）まで
 - (イ) 掲載場所
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）
 - イ 申込期間
平成18年7月3日（月）午前9時30分から平成18年7月18日（火）午後9時59分まで
 - ウ 受験手数料
7,000円
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。
 - (2) 郵送による申込み
 - ア 試験案内及び受験申込書の配布
 - (ア) 配布期間
平成18年7月3日（月）から同年7月31日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
 - (イ) 配布場所
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階）及び各支部（所在については、本部に照会すること。）
なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、

封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書し、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

イ 申込期間

平成18年7月3日(月)から同年7月31日(月)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 受験手数料

7,000円

エ 郵送先及び郵送方法

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階)あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること。

5 合格発表

平成18年11月29日(水)

6 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1
愛媛不動産会館2階
T E L (089)943 2184

 正 誤

○正 誤

平成18年5月23日付け第1762号愛媛県告示第775号(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償費等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正)中

ページ	箇所	誤	正
437	告示番号	愛媛県告示第775号	愛媛県告示第856号

--	--